

ひとり親家庭のための
応援ハンドブック



秋田市

令和8年度版

このハンドブックは、ひとり親家庭のかた、ひとりでの出産や子育てを迎える方に、様々な支援サービスや制度をお伝えすることを目的にしています。

ひとり親家庭とは

次のいずれかに該当する方が、20歳未満の子どもを扶養している家庭

- ・ 配偶者と離婚した方
- ・ 配偶者が死亡した方
- ・ 配偶者の生死が不明な方
- ・ 配偶者が心身の障がいにより働けない方
- ・ 配偶者が外国にいるか、拘禁されているため、その扶養が受けられない方
- ・ 配偶者から遺棄されている方
- ・ 婚姻によらないで母（父）となった方

寡婦（かふ）とは

かつて母子家庭の母であった方で、子どもが成人したのち、なお配偶者のいない状態である方

— も く じ —

1	身近な相談窓口…………… 1	病児・病後児保育……………14
	いろいろな相談窓口…………… 1	デイケア……………15
		ショートステイ……………15
		トワイライトステイ……………16
2	生活のための経済的な支援… 3	5 就職・転職・資格取得を サポート……………17
	福祉医療制度（ひとり親家庭）…… 3	公共職業安定所（ハローワーク）…17
	児童扶養手当…………… 4	職業訓練……………17
	児童手当…………… 5	求職者支援制度……………17
	秋田県災害遺児愛護基金…………… 5	就業支援講習会……………17
	住居確保給付金…………… 6	自立支援教育訓練給付金……………18
	母子父子寡婦福祉資金貸付金…………… 6	高等職業訓練促進給付金……………18
	秋田市社会福祉協議会の貸付金…… 7	高等職業訓練促進資金貸付事業…19
	ひとり親家庭等養育費確保支援事業 給付金…………… 7	高等学校卒業程度認定試験合格支 援事業……………19
	J R 通勤定期の割引…………… 8	
	助産制度…………… 8	
	市県民税・所得税の控除…………… 9	
3	教育のための経済的な支援 … 10	6 住まいに関するサポート……21
	保育料の軽減……………10	市営住宅……………21
	小・中学生の就学援助……………10	県営住宅……………22
	特別支援教育就学奨励費……………10	母子生活支援施設……………22
	授業料等の支援……………11	
	高校生等奨学給付金……………12	7 支援団体……………23
	日本学生支援機構奨学金……………13	秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター
	秋田県育英会……………13	秋田市母子寡婦福祉連合会
4	一時的な保育のサポート…… 14	8 児童館等……………24
	ファミリー・サポート・センター…14	

1 身近な相談窓口

●秋田市子育て相談支援課

- ・子ども家庭相談（018-827-6017）秋田市保健所 2 階 9 番窓口

土曜・祝日（018-887-5339）アルヴェ 5 階子育て交流室

乳幼児から 18 歳未満のお子さんとそのご家庭が対象です。

育て方やしつけ、お子さんの性格や問題行動などについて、専門の相談員が相談に応じます。
電話相談のほか、面接相談にも応じています。（面接相談：要予約）

受付時間 日曜・年末年始を除く 午前 9 時～午後 5 時

- ・女性の悩み相談（018-827-6348）秋田市保健所 2 階 9 番窓口

土曜・祝日（018-887-5698）アルヴェ 5 階子育て交流室

男女間のトラブルや人間関係の悩み、家庭のいざこざなどについて、女性相談支援員が相談に応じます。電話相談のほか、面接相談にも応じています。（面接相談：要予約）

受付時間 日曜・年末年始を除く 午前 9 時～午後 5 時

- ・ヤングケアラー相談（018-827-6037）秋田市保健所 2 階 9 番窓口

大人の代わりに家事や家族の世話を日常的に行っている 18 歳未満の子どもについて専門の支援コーディネーターが相談に応じます。

受付時間 土・日・祝、12/29～1/3 を除く 平日：午前 9 時～午後 5 時

●わかくさ相談電話（少年指導センター）

青少年に関わる様々な悩みや心配事に専任の相談員が応じます。面接相談も行っています。

電話番号 018-884-3868 子育て相談支援課（アルヴェ 5 F 子育て交流室）

受付時間 土曜、日曜、祝祭日および年末年始を除く

月曜日：午前 10 時～正午 午後 1 時～4 時 火～金曜日：午前 9 時～正午 午後 1 時～4 時

●利用者支援相談員（子育てナビゲーター）

子育て家庭のニーズに合わせて教育保育施設や行政サービスなどから必要な支援を選択して利用できるよう、情報提供や手続きのサポート等を行います。

電話番号 018-887-5340 子育て相談支援課（アルヴェ 5 F 子育て交流室）

受付時間 土曜、日曜、祝祭日および年末年始を除く 午前 9 時～午後 5 時

●母子・父子自立支援員

ひとり親家庭のお父さん、お母さんが安定した生活ができるように、暮らしや住まい、仕事のこと等、生活全般にわたって相談に応じます。

電話番号 018-888-5690 子ども福祉課（2 階 柱番号 2-7）

受付時間 土曜、日曜、祝祭日および年末年始を除く 午前 9 時～午後 5 時 15 分

（令和 8 年 10 月 1 日から午前 9 時～午後 4 時 45 分）

●民生委員・児童委員、主任児童委員

みなさんの身近な地域で、暮らしやお子さんについての相談相手になってもらえる方々です。相談相手や個人の秘密は守秘義務により守られますので、お気軽にご相談ください。各地区の担当委員については、お問い合わせください。

◆ お問い合わせ先

福祉総務課 地域福祉推進室（2 階 柱番号 2-12） 018-888-5661

ひとりで悩まず
ご相談ください

● 自立相談支援事業

働きたくても働けない、住む所がないなど、生活全般にわたる困りごとの相談窓口を設置しています。

生活の困りごとや不安を抱えている場合、支援員が相談を受け、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

1 住居確保給付金支給事業

離職などによって住居を失った方や失うおそれのある方に対して、安心して求職活動ができるように、家賃相当額の給付金を支給します。また、著しく収入が減少し、家計改善のために低廉な家賃の住宅への転居が必要な方に対して、転居するための初期費用（引越し代、礼金など）を支給します。

詳しくは、6ページをご覧ください。

2 子どもの学習・生活支援事業

就学援助、生活保護の各受給世帯の中学3年生に対して、高校進学に向け、学習能力を高めるための支援を行います。

3 家計改善支援事業

家計に関する問題の相談に応じ、情報提供や助言を行うことによって、家計収支の改善、家計管理能力の向上を図り、自立した生活の定着を支援します。

4 就労準備支援事業

就労に向け準備が必要な方を対象として、一般就労に必要な基礎能力の習得に向けた支援を行います。

◆ 問い合わせ先

福祉総務課 生活支援担当 （1階 柱番号1－9） 018－888－5659

土曜、日曜、祝祭日および年末年始を除く

● 秋田市公式 LINE

子育てに関する情報の発信のほか、育児やヤングケアラーについての悩みをLINEで相談できます。

◆ 友だち登録用QRコード



2 生活のための経済的な支援

福祉医療制度（ひとり親家庭）

ひとり親家庭等のお子さんが、医療機関で診療を受けた場合、保険診療の自己負担分を助成します。

◆ 対象者

- ・ 18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までのひとり親家庭の児童、父母のいない児童、重度の障がいがある父又は母がいる児童

◆ 要件

- ・ 所得制限があります
- ・ 児童または児童の母（父）が婚姻（事実婚を含む）した場合は対象外です

◆ 必要書類

- ・ お子さんの名前が記載された健康保険加入情報がわかるものの写し（資格確認書、資格情報のお知らせなど）※マイナ保険証を登録済の場合、省略可
- ・ 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）の写し
- ・ 戸籍の全部事項証明書又は児童扶養手当証書の写し
- ・ 父又は母が重度の障がい者手帳を持っている児童の場合は、その障がい者手帳
（注）世帯状況によっては、上記以外の書類が必要になる場合があります

◆ 申請窓口

対応窓口	受付時間
子ども福祉課（市庁舎 柱番号 2－7） 西部市民サービスセンター 北部市民サービスセンター 南部市民サービスセンター（別館除く） 河辺市民サービスセンター 雄和市民サービスセンター	平日 8:30 ～ 17:15 （令和 8 年 10 月 1 日から 平日 9:00 ～ 16:45）
駅東サービスセンター（アルヴェ 1 階）	平日 9:00 ～ 17:15 （令和 8 年 10 月 1 日から 平日 9:00 ～ 16:45）

◆ 問い合わせ先

子ども福祉課 福祉医療担当（2 階 柱番号 2－7） 018－888－5691

児童扶養手当

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（中度以上の障がいを持つ場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父母または養育者（祖父母など）に支給される手当です。

◆ 対象者

次のいずれかの児童を扶養しているひとり親家庭の父母、または養育者に支給します。

- ・父母が離婚した児童
- ・父又は母が1年以上拘禁されている児童
- ・父又は母が死亡又は生死不明である児童
- ・父又は母から1年以上遺棄されている児童
- ・父又は母が重度の障がいを持つ児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童
- ・父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童

※ 申請者が婚姻、または事実上の婚姻関係にある場合や児童が里子や児童福祉施設等に入所している場合は対象になりません。

公的年金給付等を受給している方は、その月額が児童扶養手当の額よりも低い場合に、その差額分の手当を受給できます。

◆ 手当額（所得に応じて支給）

- ・児童1人のとき……月額 48,050円～11,340円（令和8年4月分から）
- ・児童2人以上のとき……2人目以降は1人につき11,350円～5,680円を加算（令和8年4月分から）

※受給資格が認定されると、請求した日の属する月の翌月分から手当が支給されます。

◆ 支払月 奇数月

※ 受給資格者や同居している扶養義務者の前年分の所得が限度額を超えている場合は、手当の一部または全部が支給されません。

◆ 必要書類

- 1 年金手帳（住所、氏名など変更後のもの）
- 2 口座番号確認書類（申請者本人の口座番号が確認できるもの）
- 3 マイナンバー確認書類（申請者と児童、同居している扶養義務者のもの）
- 4 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

※請求者の事情や状況に応じて、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

※偽りの申告など不正な手段で手当を受給した場合、返還を求めるほか、罰則規定が適用される場合があります。

◆ 問い合わせ先

子ども福祉課 給付・支援担当（2階 柱番号2-7） 018-888-5690

児童手当

0歳～高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育し、生計を維持しているかた（原則として父母のうち所得の高いかた）が受給者となります。

第3子以降の手当額（多子加算）は30,000円となります。多子の数え方には、大学生年代（22歳の誕生日以後の最初の3月31日まで）のかたも含まれます。（同居・別居に関わらず、学費や生活費等を負担している等の要件あり）

※公務員のかたは勤務先へ申請してください。

◆ 支払月 年6回（4月・6月・8月・10月・12月・2月）

◆ 手当月額

区分	月額	
	第 1 子 ・ 第 2 子	第 3 子以降
3 歳未満	15, 000 円	30, 000 円
3 歳～小学生	10, 000 円	
中学生		
高校生年代		

※大学生年代を監護し、多子加算に該当する場合は「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

※児童のきょうだいの中に施設入所している児童がいる場合は、その児童を除いて数えます。

◆ 問い合わせ先

子ども福祉課 給付・支援担当（2階 柱番号2-7） 018-888-5689

秋田県災害遺児愛護基金

次に該当する中学生までの児童を養育しているかたに、援護給付金を給付します。

◆ 対象者

- ・交通、労働又は自然災害により父又は母を亡くした児童
- ・交通、労働又は自然災害により重度の障害者となった父又は母をもつ児童

◆ 給付種類と金額

給付金の種類	金額	内容
見舞金	100,000円	災害で遺児になったとき
入学祝金	50,000円	遺児が小学校・中学校（特別支援学校含む）に入学したとき
激励金	年30,000円	—
卒業祝金	50,000円	遺児が義務教育を修了したとき

◆ 問い合わせ先

秋田県社会福祉協議会 企画経営部 総務企画担当 018-864-2712

子ども福祉課 給付・支援担当（2階 柱番号2-7） 018-888-5690

住居確保給付金

家賃の支払いが困難になり、住居を喪失又は喪失のおそれがある場合に支給されます。

◆ 対象者

【家賃補助】

就労意欲と稼働能力があり、離職後2年以内（やむを得ない事情により連続して30日以上求職活動ができなかった場合は、その期間を加算（加算後の上限は4年））又はやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少したかた

【転居費用補助】

概ね過去2年以内に、離職、休業等により、収入が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失または住居喪失のおそれがあるかた

※詳細についてはお問い合わせください。

◆ 支給額および支給期間

【家賃補助】

月額の上限額 38,000円（2人世帯の場合）

原則3か月間、最長9か月間の給付金（家賃相当分）を支給するとともに就労機会の確保に向けた支援を行っていきます。

【転居費用補助】

支給上限額 転居先の住宅扶助（家賃）額に3を乗じて得た額。ただし、実費が支給額を下回る場合は実費相当額。

※詳細についてはお問い合わせください。

◆ お問い合わせ先

福祉総務課 生活支援担当 （1階 柱番号1－9） 018－888－5659

母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭および寡婦の経済的自立と生活の安定、児童福祉の向上を目的とした制度です。貸付金種類の詳細については24～25ページをご覧ください。

◆ 償還方法と連帯保証人

- ・年賦、半年賦又は月賦による元利均等償還
- ・連帯保証人は、原則として秋田市在住で保証能力がある65才未満の借受人の親族

◆ 他資金との併用

修学資金は、日本学生支援機構奨学金、秋田県育英会奨学金、秋田県社会福祉協議会生活福祉資金（修学資金）、秋田市社会福祉協議会生活福祉資金（修学資金）等との併用不可です。

※貸付けの希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

※税金や返済金の滞納や多額の負債がある場合、貸し付けはできません。

◆ お問い合わせ先

子ども福祉課 給付・支援担当（2階 柱番号2－7） 018－888－5690

秋田市社会福祉協議会の貸付金

1 生活福祉資金

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯などを対象に、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金などの資金の貸付を受付しています。

所得制限があるほか、連帯保証人が必要な場合もあります。

2 市民小口資金

市内在住6か月以上の生計を営む成年者で、一時的な出費等により生活が困難になった低所得者に対して、4万円（ただし、特別な事情がある場合は6万円）までの貸付けをします。なお、連帯保証人が必要です。

◆ 問い合わせ先

秋田市社会福祉協議会 018-838-6477

ひとり親家庭等養育費確保支援事業給付金

秋田県では、離婚後のひとり親家庭におけるこどもの健やかな成長・発達を支援するため、養育費の取り決め・確保の手続きに要する費用の補助を行っています。（補助事業は予算の範囲内での実施となります。）

【補助対象事業】

補助区分	補助対象経費		補助上限
公証人 手数料	公正証書による債務名義を作成する場合の公証人手数料(養育費の取り決めに要する部分に限る。)および送達に要する料金 ※養育費以外(年金分割、財産分与、慰謝料など)の取り決めで算定される手数料は除く。		3 万円
養育費請求調停申立て費用	下記内訳の合計額		6 万円
	内 訳	収入印紙代 戸籍謄本等の添付書類取得費用 公的機関が求める連絡用の郵便切手代 弁護士費用	
	※調停で解決せず審判に移行した場合にかかる費用についても対象とする。		
未払い養育費に係る強制執行申立て費用	下記内訳の合計額		6 万円
	内 訳	収入印紙代 戸籍謄本等の添付書類取得費用 公的機関が求める連絡用の郵便切手代 弁護士費用	
	※強制執行申立ての結果、弁護士費用以外の部分について債務者から支払いを受けた場合は、当該費用の支払いは行いません。		
養育費保証料	保証会社と養育費保証契約(保証契約期間 1 年以上のものに限る。)を締結する際に要する保証料(初回契約時のものに限る。)		5 万円

※交付申請に係る手続きや交付申請書の様式など、詳細については、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載しております。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/59286>

◆ 問い合わせ先

秋田県健康福祉部 地域・家庭福祉課 家庭福祉チーム 018-860-1344

J R 通勤定期の割引

J R の通勤定期乗車券を 3 割引で購入できます。※通学定期乗車券の場合は適用になりません。

◆ 対象

児童扶養手当の受給者およびその方と同一世帯のかた

◆ 必要書類

- ・児童扶養手当証書
- ・定期券を購入するかたの写真（縦 4 cm×横 3 cm 正面上半身 最近 6 か月以内）

◆ 手続き

- 1 子ども福祉課窓口で「資格証明書（写真付・有効期間 1 年間）」と「購入証明書（有効期間・6 か月間）」を申請し、証明書の交付を受ける。
- 2 受け取った書類を J R の窓口に出し、定期券を購入する。

◆ 問い合わせ先

子ども福祉課 給付・支援担当（2 階 柱番号 2－7） 018－888－5690

助産制度

保健上、入院分娩の必要があるにもかかわらず、経済的な理由で入院・出産することが困難である妊産婦のかたを援助します。

指定病院での出産となりますので、お早めにご相談ください。

◆ 対象者

- ・生活保護世帯
- ・市民税非課税世帯（4 月～6 月は前年度分、7 月～3 月は当該年度分）

◆ 対象施設

施設名	住所	電話番号
秋田赤十字病院	上北手猿田字苗代沢 222-1	018-829-5000
市立秋田総合病院	川元松丘町 4-30	018-823-4171
秋田厚生医療センター	飯島西袋一丁目 1-1	018-880-3000

◆ 問い合わせ先

子ども福祉課 給付・支援担当（2 階 柱番号 2－7） 018－888－5690

市県民税・所得税の控除

ひとり親家庭のお父さん・お母さんは、所得税および住民税（市民税・県民税）について、確定申告、市民税・県民税申告又は年末調整により、以下の控除を受けられる場合があります。

種類	控除要件	控除額	
		所得税	住民税
ひとり親控除	婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子（総所得金額等：58 万円以下）がいるひとり親のかた	35 万円	30 万円
寡婦控除	以下の（１）、または（２）に該当するかた （１）夫と死別された後再婚していないかた （２）夫と離別された後再婚していないかたで、扶養親族（合計所得金額 58 万円以下）がいるかた	27 万円	26 万円
ひとり親控除と寡婦控除の共通事項 ・控除要件のいずれかに、その年（住民税は課税年度の前年）の 12 月 31 日時点で該当していること ・本人の合計所得金額が 500 万円以下であること ・事実婚（住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載があるかた）は対象外 ※いずれかに該当し、合計所得金額が 135 万円以下のかたは、住民税（市民税・県民税）が非課税となります。			

◆ 問い合わせ先

市民税課 個人市民税担当（２階 柱番号 2－5） 018－888－5476

3 教育のための経済的な支援

保育料の軽減

保育料は保護者の市町村民税所得割額の合算で算定します。
ひとり親家庭となった世帯は、保育料が変更となる場合があります。
詳しくはご相談ください。

◆ 問い合わせ先

子ども育成課 入所担当 (2階 柱番号2-6) 018-888-5692

小・中学生の就学援助

小・中学生を養育している保護者で、経済的な理由でお困りのかたに、学習に必要な費用の一部（給食費、学用品費、修学旅行費等）を援助します。

※所得制限あり

来年度に小学1年生になるお子さんがいる場合は、入学準備の費用として、
新入学児童生徒学用品費を入学前に援助します。
入学前支給の申請書は就学時健康診断の際に配布します。

◆ 問い合わせ先

通学している小・中学校 または
教育委員会 学事課 学事担当 (5階 柱番号5-2) 018-888-5806

特別支援教育就学奨励費

県立特別支援学校や、市立小・中学校の特別支援学級へ就学する幼児、児童又は生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費の全部又は一部（給食費、学用品費、修学旅行費等）を援助します。

※障がいの程度により、普通学級に在籍しているかたでも対象になる場合があります。

※就学援助受給者は対象外です。

※市立小・中学校の場合、生活保護受給者は対象外です（県立特別支援学校は各学校にお問い合わせください）。

◆ 問い合わせ先

県立特別支援学校に通学しているかた	各学校
市立小・中学校に通学しているかた	教育委員会 学事課 学事担当
	(5階 柱番号5-2) 018-888-5806

【高校・大学等進学のための経済的支援】

授業料等の支援

◆公立高校・私立高校共通

○高等学校等就学支援金

世帯年収に関わらず高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、授業料を支援します。支援を希望する方は、学校を通じて申請手続きが必要です。

※日本国籍以外の方は、国籍・在留資格等の要件があります。

※高等学校等就学支援金の対象外の方は、別途支援制度があります。

※授業料に充てる費用として学校に支払います。

◆私立高校のみ

○授業料軽減補助

留年等により就学支援金の対象外となった低所得世帯への授業料軽減補助等により、家庭の教育費負担を軽減します。

※授業料軽減補助は、授業料に充てる費用として学校に支払います。

※授業料の一部を御負担いただく必要があります。

○入学料軽減補助

低所得世帯への入学料軽減補助により、家庭の教育費負担を軽減します。

※学校に入学料全額を納付いただき、手続き終了後、学校から入学料の一部が返金されます。

◆問い合わせ先

○公立高校

通学している高等学校 または
秋田県教育庁 高校教育課 018-860-5161

○私立高校

通学している高等学校 または
秋田県教育庁 総務課 018-860-5111

高校生等奨学給付金

低所得世帯の高校生等の授業料以外の教育費（教科書、教材費、学用品費、通学用品費などの費用）の負担を軽減します。

この給付金は返還の必要がありません。

※所得制限やその他の要件があります。

◆ 給付額（令和8年度）

世帯状況		給付額（年額）	
		国公立	私立
生活保護受給世帯	全日制等・通信制	32,300 円	52,600 円
道府県民税所得割額 および市町村民税所得割額の合算額 非課税世帯	全日制等	143,700 円	152,000 円
	通信制	50,500 円	52,100 円
道府県民税所得割額 および市町村民税所得割額の合算額 100 円以上 105,500 円未満世帯	全日制等	47,900 円	50,670 円
	通信制	16,830 円	17,370 円
道府県民税所得割額 および市町村民税所得割額の合算額 105,500 円以上 182,500 円未満世帯	全日制等	35,930 円	38,000 円
	通信制	12,630 円	13,030 円

※生徒の国籍・在留資格等で対象となる世帯の範囲が異なる場合があります。

※高等学校専攻科は道府県民税所得割および市町村民税所得割の合算額等により給付額が異なります。

◆ 問い合わせ先

国公立高等学校等	秋田県教育庁	高校教育課	018-860-5161
私立高等学校	秋田県教育庁	総務課	018-860-5111

日本学生支援機構奨学金

1 貸与型奨学金

- ・対象
国内の大学院・大学・短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在学する学生・生徒等
- ・貸与額
第一種（無利子）と第二種（有利子）があり、種別により異なります。

2 高等教育の修学支援新制度

支援の対象校となっている大学、短期大学、専門学校、高等専門学校の学生で、要件を満たす方は、給付型奨学金、授業料・入学金の免除や減額が受けられます。

- ・対象者の要件
 - ①住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯の学生。
 - ②多子世帯および私立の理工農系の大学の学生。
 - ③学ぶ意欲があること。
- ※この他にも要件があります。また、世帯収入等によって支援額が異なります。

◆ 問い合わせ先

在学している学校

秋田県育英会

無利子の奨学金制度です。

高校、大学等に入学し経済的理由で就学が困難な場合に学資を貸与します。

◆ 奨学金の種類

- ①大 学 月 額 奨 学 金：大学在学中に貸与する奨学金
- ②大 学 入 学 一 時 金：大学合格時に貸与する奨学金
- ③専修学校月額奨学金：専修学校在学中に貸与する奨学金
- ④専修学校入学一時金：専修学校合格時に貸与する奨学金
- ⑤多子世帯向け奨学金：子ども3人以上の世帯の大学生、短大生について
在学中に貸与する奨学金
- ⑥高 校 月 額 奨 学 金：高校在学中に貸与する奨学金
- ⑦高 校 入 学 一 時 金：高校合格時に貸与する奨学金

◆ 申込み先

上記①～⑤の奨学金 秋田県育英会
上記⑥の奨学金 在学している各高校
上記⑦の奨学金 在学している各中学校

秋田県育英会の学生寮があります。本県出身で東京近郊の大学や専修学校に通学する学生が対象です。

- ・男子寮「東京寮」：東京都世田谷区北沢 1-41-22
- ・女子寮「ビューリー千秋」：神奈川県川崎市中原区宮内 4-31-5

◆ 問い合わせ先

公益財団法人秋田県育英会（秋田市山王 4-1-2 秋田地方総合庁舎 5 階）
電話 018-860-3552

4 一時的な保育のサポート

秋田市ファミリー・サポート・センター

保育所への送り迎えができないときやリフレッシュしたいときなど、お子さんを預かってほしいとき、協力会員としてお子さんを預かってくれる方と調整し、預かりを行います。
※事前に会員登録が必要です。

◆ 相互援助活動の例

- ・ 仕事で保育園への送り迎えができない
- ・ 習い事、PTA、通院、求職活動、買物等があるため、一時的に預かってほしい
- ・ 子どもの熱は下がったけど、登園禁止期間のため病児預かりをしてほしい

など

◆ 対象（利用会員）

18歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さんがいるご家庭

◆ 利用料金

時間帯	単位	料金
基 本 (6:00～22:00)	1 時間	600 円
早 朝 ・ 夜 間 (6:00～22:00 以外の時間帯)	1 時間	800 円
宿 泊 (22:00～ 6:00)	1 泊	5,000 円
病児の預かり (6:00～22:00)	1 時間	800 円

※利用料金の半額を助成しています。詳しくは下記までお問い合わせください。

◆ 問い合わせ先

秋田市ファミリー・サポート・センター

電話 018-887-5336 子育て相談支援課（アルヴェ 5 F 子育て交流室内）

受付時間 平日・土曜 9時～17時15分

※日曜・祝日および年末年始（12/29～1/3）はお休み

病児・病後児保育

保育所などに通っているお子さんが、病氣中または病氣の回復期であって安静が必要
なときや、集団保育ができないときに各施設でお預かりします。

利用料など詳しくは、各施設にお問い合わせください。

◆実施施設

実施施設	住所	電話番号	対象児童	利用時間
市立秋田総合病院 病児保育園あすなろ	秋田市川元山下町 7-10	018-883-1520	0歳～小学生で 病氣中の お子さん	7:00～18:00 (土日・祝日、年末年始を除く)
中通総合病院 病児保育室	秋田市南通みその町 3-15	018-833-1122	お子さん	7:45～18:00 (土日・祝日、年末年始を除く)
ビーンズ保育園 病児保育室	秋田市保戸野八丁 2-9	018-853-7166	生後3か月～小 学3年生 までの病氣中 のお子さん	8:00～19:00 (日・祝日、お盆(8/13～8/15) 年末年始を除く)
あおぞら幼保連携型 認定こども園	秋田市仁井田字仲谷地 284	018-839-5375	0歳～小学生で 病氣の回復期に あるお子さん	各施設にお問い合わせ ください
幼保連携型認定こども園 ナーサリーふじ	秋田市飯島西袋 1-1-3	018-893-5880		

デイケア

保育看護の専門スタッフがお子さんをお預かりします。
病院受診、家族の看護、休日就労、リフレッシュ等の理由で利用できます。

◆ 対象

生後1か月健診受診後から4歳未満の健康なお子さん

※服薬中の場合はお預かりできません。

◆ 利用時間および休業日

7:00～19:00 (12/31～1/3 および行事開催日等を除く)

◆ 利用料

利用日	保育料	備考
平日	3時間まで 1,500円 3時間以上 2,500円	・食事代（ミルク、昼食）は保育料に含む。 おやつ代は無料
土・日・祝日 12/29・12/30・1/4・1/5	3時間まで 2,000円 3時間以上 3,000円	

◆ 持ち物

おむつ・着替え・印鑑・母子健康手帳（初回のみ）・おしゃぶり・おもちゃなど

◆ 申込受付

利用日の1か月前から受け付けます。

※入所児童等の状況によりお受けできない場合もあります。

◆ 問い合わせ先

秋田赤十字乳児院（秋田市広面字釣瓶町100-3） 電話 018-884-1760

URL：<http://akita-nyuji.jrc.or.jp>

ショートステイ

保護者のかたが、疾病、冠婚葬祭、出張、育児疲れ等の理由により、一時的にお子さんの養育ができない場合に、児童養護施設等でお預かりします。
子育て相談支援課で利用調整を行いますので、まずはご連絡ください。

◆ 対象者

生後1か月健診後から小学校3年生まで

◆ 利用日数

月7日以内

◆ 利用料

区 分	2歳未満児	2歳以上児
生活保護世帯 ひとり親で市民税非課税世帯	0円	0円
市民税非課税世帯（養育者世帯を含む） ひとり親で市民税課税世帯	1,100円	1,000円
一般世帯	10,700円	5,500円

◆実施施設等

実施施設	住所	電話番号	対象児童
秋田赤十字乳児院 (乳児院)	広面字釣瓶町 100-3	018-884-1760	1 か月児健診後から 4 歳未満
感恩講児童保育院 (児童養護施設)	寺内神屋敷 2 番 1 号	018-845-0483	2 歳～小学 3 年生
聖園天使園 (児童養護施設)	保戸野すわ町 1 番 5 8 号	018-838-1043	
秋田わかばハイム (母子生活支援施設)	南通築地 2 番 6 号	018-832-3624	
里親			1 か月児健診後から小学校 3 年生

◆ 問い合わせ先

子育て相談支援課 相談担当（秋田市保健所 2 F）018-827-6017

トワイライトステイ

保護者の仕事が恒常的に夜間にわたるような場合や、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、小学生のお子さんを母子生活支援施設でお預かりし、生活指導を行います。

※事前登録が必要です。

◆ 対象者

小学 1 年生から 6 年生まで

◆ 利用料

区 分	平日	休日
生活保護世帯 ひとり親で市民税非課税世帯	0 円	0 円
市民税非課税世帯（養育者世帯を含む） ひとり親で市民税課税世帯	300 円	350 円
一般世帯	1,500 円	2,700 円

◆ 実施施設

施設名	住所	電話番号	利用時間
秋田婦人ホーム (母子生活支援施設)	榎山古川新町 41-2	018-831-1467	平日：放課後～22：00 休日(土日祝・学校休校日) ：8：00～22：00
秋田聖徳会若草ハイム (母子生活支援施設)	川元小川町 1-4	018-823-1208	

◆ 問い合わせ先

子ども福祉課 給付・支援担当（2 階 柱番号 2 - 7） 018-888-5690

5 就職・転職・資格取得をサポート

公共職業安定所（ハローワーク）

ハローワークでは、求人情報提供、専門の相談員による職業相談・紹介、雇用保険失業給付の手続きなどを行っています。

マザーズコーナーには、キッズコーナーを設置しています。キッズコーナーの利用は平日の9:00～17:15です。

名称	所在地	電話番号	開庁時間
ハローワーク秋田	茨島一丁目12番16号	018-864-4111	月～金 8:30～17:15
ハローワーク秋田 マザーズコーナー	中通二丁目3番8号 アトリオンビル3F ハローワークプラザア トリオン内	018-836-7820 018-836-9001	火木 9:00～18:30 月水金 9:00～17:15 第2・4土曜 10:00～17:00

※土曜、日曜、祝祭日および年末年始（12/29～1/3）を除きます。

職業訓練

就職希望者を対象とした職業訓練です。IT技能・OA技能・製造関連技術・経理・介護系・保育士・美容師・栄養士等の内容を2か月～2年のコースで学びます。
詳しくはお問い合わせください。

◆ お問い合わせ先

ハローワーク秋田（茨島一丁目12番16号） 電話 018-864-4111（音声案内 41#）

求職者支援制度

主に雇用保険を受給できない方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を実現するために職業訓練受講給付金を支給する等支援する制度です。
詳しくはお問い合わせください。

◆ お問い合わせ先

ハローワーク秋田（茨島一丁目12番16号） 電話 018-864-4111（音声案内 41#）

就業支援講習会

ひとり親家庭の親を対象に、パソコン・調理師試験対応講習、就職活動支援セミナー等の講習会を開催しています。

◆ お問い合わせ先

秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター 018-896-1531

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親が、就職やキャリアアップのために教育訓練講座を受講した場合に、受講料の一部を支給します。事前相談および受講前の講座指定申請が必要です。

◆ 対象者

秋田市在住のひとり親家庭の親(20才未満の子を養育)で、次の要件すべてを満たすかた

- ・母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けているかた
- ・教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるかた
- ・過去に当該給付金を受給したことがないかた

◆ 対象講座

厚生労働大臣指定教育訓練講座

◆ 支給額

受講修了後、受講に要した費用の6割(1年以内に資格取得および就職等をした場合は8.5割)を給付

上限40万円(8.5割給付の場合は上限60万円)

※1万2千円を超えない場合は支給されません。

※雇用保険法による一般教育訓練給付が支給される場合は、上述支給額との差額を支給します。

◆ 問い合わせ先

子ども福祉課 給付・支援担当(2階 柱番号2-7) 018-888-5690

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の親が、専門学校や大学等の養成機関で修業する(原則通学)場合に、生活の負担の軽減を図るため、毎月一定額の給付金を支給します。

申請前に事前相談が必要です。

※資格取得への意欲や能力、収入、生活状況等を調査し、必要と認められた場合のみ支給されます。

◆ 対象者

秋田市在住のひとり親家庭の親(20才未満の子を養育)で、次の要件すべてを満たすかた

- ・児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあるかた(所得水準を超えた場合であっても、1年間に限り引き続き受給できます。)
- ・1年以上のカリキュラムのある養成機関で修業し、資格取得が見込まれるかた
- ・就業又は育児と修業の両立が困難であると認められるかた
- ・過去に当該給付金を受給したことがないかた

◆ 対象資格

看護師・保健師・助産師・介護福祉士・社会福祉士・歯科衛生士 など

◆ 支給期間および支給額(月額)

上限48月(4年間)

・市民税非課税世帯 100,000円 ・市民税課税世帯 70,500円

※課程修了の最後の12ヶ月は、非課税世帯140,000円、課税世帯110,500円

◆ 問い合わせ先

子ども福祉課 給付・支援担当(2階 柱番号2-7) 018-888-5690

高等職業訓練促進資金貸付事業

◆ 対象者

秋田県内の各自治体が実施する「高等職業訓練促進給付金」の受給者（※前ページ参照）

※保育士修学資金貸付制度、介護福祉士修学資金貸付制度を利用する者は対象外。

※入学準備金については、一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金及び自立支援教育訓練給付金を受給する者は対象外。

◆ 資金の種類と貸付額

・入学準備金 500,000 円以内

・就職準備金 200,000 円以内

※連帯保証人がいる場合は無利子。いない場合は有利子（年 1.0%）

◆ 返還免除

養成機関を修了し、かつ資格取得した日から 1 年以内に秋田県内で就職し、引き続き 5 年間業務に従事した場合は、貸付金の返還を免除します。

取得した資格が必要な業務に従事した場合に限ります。

◆ 問い合わせ先

秋田県社会福祉協議会 地域共生推進部 地域福祉推進担当 018-864-2714

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親および児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、民間事業者などが実施する対象講座を受講した場合の受講費用の一部を助成します。

※事前相談および受講前の講座指定申請が必要です。

◆ 対象者

秋田市に住所を有するひとり親家庭の親又はひとり親家庭の 20 歳未満の児童で、次のすべての要件を満たすかた

・母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けているかた

・高卒認定試験に合格することが、適職に就くために必要であると認められるかた

・過去に当該給付金を受給したことがないかた

◆ 対象講座

高卒認定試験の合格を目標とする講座（通信制講座を含む）で、市長が適当と認めたもの

◆ 種類と支給額

1 受講開始時給付金

対象講座の受講のために本人が支払った費用の 4 割

2 受講修了時給付金

対象講座の受講のために本人が支払った費用の 5 割

3 合格時給付金

対象講座の受講のために本人が支払った費用の 1 割

※受講修了の日から 2 年以内に全科目合格した場合に給付。

資金種類	通信制のみの場合	通学を含む場合
(1)受講開始時給付金	10万円	20万円
(2)受講修了時給付金	(1)と併せて12.5万円	(1)と併せて25万円
(3)合格時給付金	(1)、(2)と併せて15万円	(1)、(2)と併せて30万円

- ◆ 問い合わせ先
 子ども福祉課 給付・支援担当（2階 柱番号2－7） 018－888－5690



6 住まいに関するサポート

市営住宅

次に該当する住宅困窮者は、同じタイプの住戸を2戸以上募集している住宅に申し込まれた場合、当選確率を2倍に引き上げます。

- 母子、父子世帯

(配偶者のいない者等で現に20歳未満の子を扶養している者の世帯)

- 多子世帯

(18歳未満の子を3人以上扶養している者の世帯)

- DV被害者のかた

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に定める者)

- 犯罪被害者のかた

(平成17年12月26日付け国住総第137号に定める犯罪被害者) (DV被害者除く)

- 高齢者世帯

(申込者が60歳以上の方で配偶者、60歳以上の親族または18歳未満の親族のみからなる世帯)

- 心身障がい者世帯

(身体障害者手帳1～4級所持者、精神障害者手帳1～2級所持者、療育手帳所持者がいる世帯)

◆ 問い合わせ先

- 1 申込方法、入退去、修繕、納付相談、住宅に関する相談、世帯異動届出等に関する事
一般財団法人秋田県建築住宅センター (秋田アトリオンビル5階)
018-836-7850
- 2 使用料の納付、減免、車庫証明に関する事
住宅政策課 市営住宅担当 (4階 柱番号4-4) 018-888-5770

県営住宅

住宅に困窮する低所得者に、秋田県が低廉な家賃で提供する公的な賃貸住宅です。
ひとり親世帯等に該当する方は、応募する住宅によって公開抽選における優遇を受けられる場合がありますので、まずはご相談ください。

◆ 問い合わせ先

一般財団法人秋田県建築住宅センター（秋田アトリオンビル 5 階）

018-836-7850

母子生活支援施設

18 歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、子どもと一緒に入所できる児童福祉施設です。

入所した世帯は、自立に向けた生活支援等のサポートを受けることになります。
負担金は市県民税課税状況によって異なります。まずはご相談ください。

◆ 対象施設

施設名	住所	電話番号
秋田婦人ホーム	梶山古川新町 41-2	018-831-1467
秋田わかばハイム	南通築地 2-6	018-832-3624
秋田聖徳会若草ハイム	川元小川町 1-4	018-823-1208

◆ 問い合わせ先

子ども福祉課 給付・支援担当（2 階 柱番号 2-7） 018-888-5690

7 支援団体

秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター

ひとり親家庭のお母さん、お父さん等へ就業・養育費等の相談を行い、ひとり親家庭の自立を支援します。



◆ 支援内容

① 養育費等相談	離婚前相談、養育費・面会交流等の相談
	弁護士による法律相談（1時間：無料）
② 就業相談	就業に関する相談
③ 求人情報提供	登録者へ求人情報の提供
④ 講習会	パソコン講習、調理師試験対応講習、就職活動支援セミナー

※託児あり（要予約）

◆ 利用時間

平日／8：30～17：00（養育費等相談は予約制で土日も対応します。）

◆ 問い合わせ先

秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館5階
 TEL 018-896-1531
 e-mail jiritusien@blue.ocn.ne.jp
 URL <http://akita-boshi.jp>



秋田市母子寡婦福祉連合会

ひとり親家庭や寡婦のかたが会員となり、ひとり親家庭のお母さん同士が地域との連携を深め、生活安定と向上のために様々な活動を行っています。

会員数 約180名。

入会、その他詳しいことについては、直接お問い合わせください。

◆ 主な活動

- ・パソコン講習会
- ・就職活動支援セミナー
- ・調理師試験対応講習会 など

◆ 問い合わせ先

秋田市八橋南一丁目8番2号 秋田市老人福祉センター内
 電話番号：018-866-1341

親子の
交流活動も
しています

8 児童館等

児童館・児童センター・児童室

秋田市には子どもの遊びの場である、児童館・児童センター・児童室が36施設あり、いずれの施設も自由に来館してご利用いただけます。各児童館では、定期的に小学生を対象にした行事を実施します。詳細は直接各施設へお問い合わせください。

施設名	住所	電話番号
築山児童センター	秋田市櫛山南新町上丁3	835-1576
川尻児童センター	秋田市川尻みよし町8-16	862-9870
中通児童館	秋田市南通亀の町12-17	834-9834
保戸野児童館	秋田市保戸野すわ町9-76	865-6404
旭南児童館	秋田市旭南一丁目15-5	865-6403
八橋児童館	秋田市八橋大沼町7-2	865-6402
旭北児童館	秋田市山王三丁目1-35	865-6401
仁井田児童館	秋田市仁井田本町四丁目7-2	839-0648
広面児童館	秋田市広面字近藤堰越13-1	832-9667
大住児童館	秋田市仁井田字西潟敷33	839-3090
日新児童館	秋田市新屋栗田町28-34	828-2767
浜田児童館	秋田市浜田字自在山47-3	828-0320
旭川児童館	秋田市手形字オノ浜63	832-9567
泉児童センター	秋田市泉中央六丁目2-2	823-6430
土崎児童センター	秋田市土崎港東一丁目6-39	846-5233
港北児童センター	秋田市土崎港北四丁目6-1	845-3205
四ツ小屋児童センター	秋田市四ツ小屋字街道西15-1	839-8488
飯島南児童センター	秋田市飯島西袋二丁目22-1	846-3299
明德児童センター	秋田市千秋北の丸5-70	832-0568
寺内児童センター	秋田市寺内堂ノ沢二丁目10-17	846-1205
東児童センター	秋田市東通二丁目11-2	831-2725
飯島児童センター	秋田市飯島鼠田二丁目2-2	857-0470
外旭川児童センター	秋田市外旭川字梶ノ目304	868-4151
高清水児童センター	秋田市将軍野南一丁目2-21	857-1035
桜児童センター	秋田市桜台一丁目1-3	834-5037

施設名	住所	電話番号
下新城児童室	秋田市下新城笠岡字佐戸反 10 下新城小学校内	8 7 3－6 7 9 7
金足西児童館	秋田市金足大清水字大清水台 1	8 7 3－6 5 8 3
御所野児童センター	秋田市御所野地蔵田三丁目 1-3	8 3 9－9 1 9 0
河辺児童室	秋田市河辺和田字岡村 164-1 河辺小学校内	8 8 2－3 6 3 6
岩見三内児童室	秋田市河辺三内字外川原 39 岩見三内小学校内	8 8 3－2 1 8 1
豊岩児童室	秋田市豊岩豊巻字内縄尻 90 豊岩小学校内	8 2 8－0 0 5 3
勝平児童センター	秋田市新屋松美ガ丘東町 10-10	8 6 5－6 4 0 5
牛島児童センター	秋田市牛島東四丁目 7-47	8 3 2－9 6 1 2
上北手児童館	秋田市上北手猿田字苗代沢 139-12	8 3 9－7 6 8 1
下浜児童室	秋田市下浜羽川字水垂 92 下浜小学校内	8 7 9－2 0 0 2
雄和児童センター	秋田市雄和妙法字上大部 48- 1	8 8 6－4 4 0 1



母子父子寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭および寡婦の経済的自立と生活の安定、児童福祉の向上を目的とした制度です。申請から貸付けまでの審査に1～2ヶ月かかる場合もあります。

まずは、お早めにご相談ください。

(令和8年4月1日現在)

種 類	貸付対象等	貸付金額の限度	据置期間	償還期限
就学支度資金 ※ 1	就学・修業するために必要な被服等の購入のための資金。 ※小中学校は経済的に困窮していると認められるかた	小学校 91,600 円	中学卒業後 6 ヶ月	20 年以内 専修学校 (一般課程) 5 年以内
		中学校 101,000 円		
		専修学校（一般課程） 公立高等学校 専修学校（高等課程） 160,000 円	卒業後 6 ヶ月	
		私立の高等学校 専修学校（高等課程） 420,000 円		
		国公立の大学、短期大学 高等専門学校 専修学校（専門課程） 430,000 円		
		私立の大学、短期大学 高等専門学校、専修学校（専門課程） 590,000 円		
	知識技能を習得させる施設であって厚生労働大臣が定める修業施設へ入所するために必要な資金 282,000 円	知識技能習得期間満了後 6 か月	5 年以内	
修学資金 ※ 1	高校・大学等に就学させるための授業料等に必要な資金	※次頁「修学資金限度額一覧表」をご覧ください。	卒業後 6 か月を経過するまで	20 年以内 専修学校 (一般課程) 5 年以内
技能習得資金	知識や技能を習得するために必要な授業料、材料費等の資金	月額 68,000 円 特に必要と認めた場合は 816,000 円	習得期間満了後 1 年を経過するまで	20 年以内
修業資金 ※ 1	就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000 円 特に必要と認めた場合は 460,000 円		20 年以内
就職支度資金	就職するために直接必要な被服等。	110,000 円 自動車購入の場合は 340,000 円	貸付の日から 1 年間	6 年以内

■上記※1の資金は合格前の申請も受け付けています。

■上記のほか、事業開始資金、事業継続資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金等があります(資金種類によっては、年1%の利子がかかります)

◆修学資金限度額一覧（月額）

単位：円

学校等種別			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
高等学校 専修学校 （高等課程）	国公立	自 宅	27,000	27,000	27,000		
		自宅外	34,500	34,500	34,500		
	私 立	自 宅	45,000	45,000	45,000		
		自宅外	52,500	52,500	52,500		
高等専門 学校	国公立	自 宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私 立	自 宅	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校 （専門課程）	国公立	自 宅	67,500	67,500	67,500	67,500	
		自宅外	78,000	78,000	78,000	78,000	
	私 立	自 宅	89,000	89,000	89,000	89,000	
		自宅外	126,500	126,500	126,500	126,500	
短期大学	国公立	自 宅	67,500	67,500			
		自宅外	96,500	96,500			
	私 立	自 宅	93,500	93,500			
		自宅外	131,000	131,000			
大学	国公立	自 宅	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私 立	自 宅	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院（修士課程）			132,000	132,000			
大学院（博士課程）			183,000	183,000	183,000		
専修学校（一般課程）			55,500	55,500			

◆必要書類

- 1 貸付申請書（窓口でお渡しします）
- 2 同意書（窓口でお渡しします）
- 3 戸籍謄本（母又は父および児童又は子の関係がわかるもの）
- 4 住民票（連帯借受人が別世帯の時はそれぞれ必要となります）
- 5 母又は父および連帯保証人の収入を明らかにする書類
- 6 生活費収支内訳
- 7 資金の種類に応じて必要な書類
- 8 その他借受人等の状況や申込みの内容により必要な書類

◆ 問い合わせ先

子ども福祉課 給付・支援担当（2階 柱番号2－7） 018－888－5690

関係機関一覧

名称	電話番号	()内主な業務	所在地
秋田市子ども未来部 子ども福祉課	018-888-5690 018-888-5689 018-888-5691 018-888-5694	(児童扶養手当等) (児童手当) (福祉医療) (児童館等)	秋田市山王 1-1-1 市役所庁舎 2 階
子ども育成課	018-888-5692	(保育園・幼稚園)	
子ども健康課	018-883-1174 018-883-1175	(母子保健) (ネウボラ)	秋田市八橋南 1-8-3 秋田市保健所 2 階
子育て相談支援課	018-827-6017 018-827-6348 018-827-6413 018-827-6037	(子ども家庭相談) (女性の悩み相談) (ぐりーん・えこー) (ヤングケアラ相談)	(相談担当) 秋田市八橋南 1-8-3 秋田市保健所 2 階
	018-887-5340 018-887-5336 018-884-3868	(ファミリー・サポート・センター) (わかくさ相談)	(子育て支援担当・ 少年指導センター) 秋田市東通仲町 4-1 アルヴェ 5 階
秋田市福祉保健部 福祉総務課	018-888-5659 018-888-5661	(生活支援) (民生委員)	市役所庁舎 1 階 市役所庁舎 2 階
秋田市教育委員会 学事課	018-888-5806	(就学援助)	市役所庁舎 5 階
秋田市社会福祉協議会	018-838-6477		秋田市八橋南 1-8-2
秋田県社会福祉協議会	018-864-2712 018-864-2714	(災害遺児愛護) (高等職業貸付)	秋田市旭北栄町 1-5
秋田県子ども・女性・ 障害者相談センター	018-827-5200 018-832-2534	(児童相談所) (女性相談センター)	秋田市手形住吉町 3-6

ひとり親家庭のための応援ハンドブック 令和 8 年 8 月発行

秋田市子ども未来部 子ども福祉課 (市庁舎 2 階)
〒010-8560 秋田市山王一丁目 1 番 1 号

TEL : 018-888-5690
FAX : 018-888-5693
E-mail ro-chab@city.akita.lg.jp

このハンドブックの内容は、秋田市ホームページ内の子ども福祉課のページにも掲載しています。
(ページ番号 1016303)